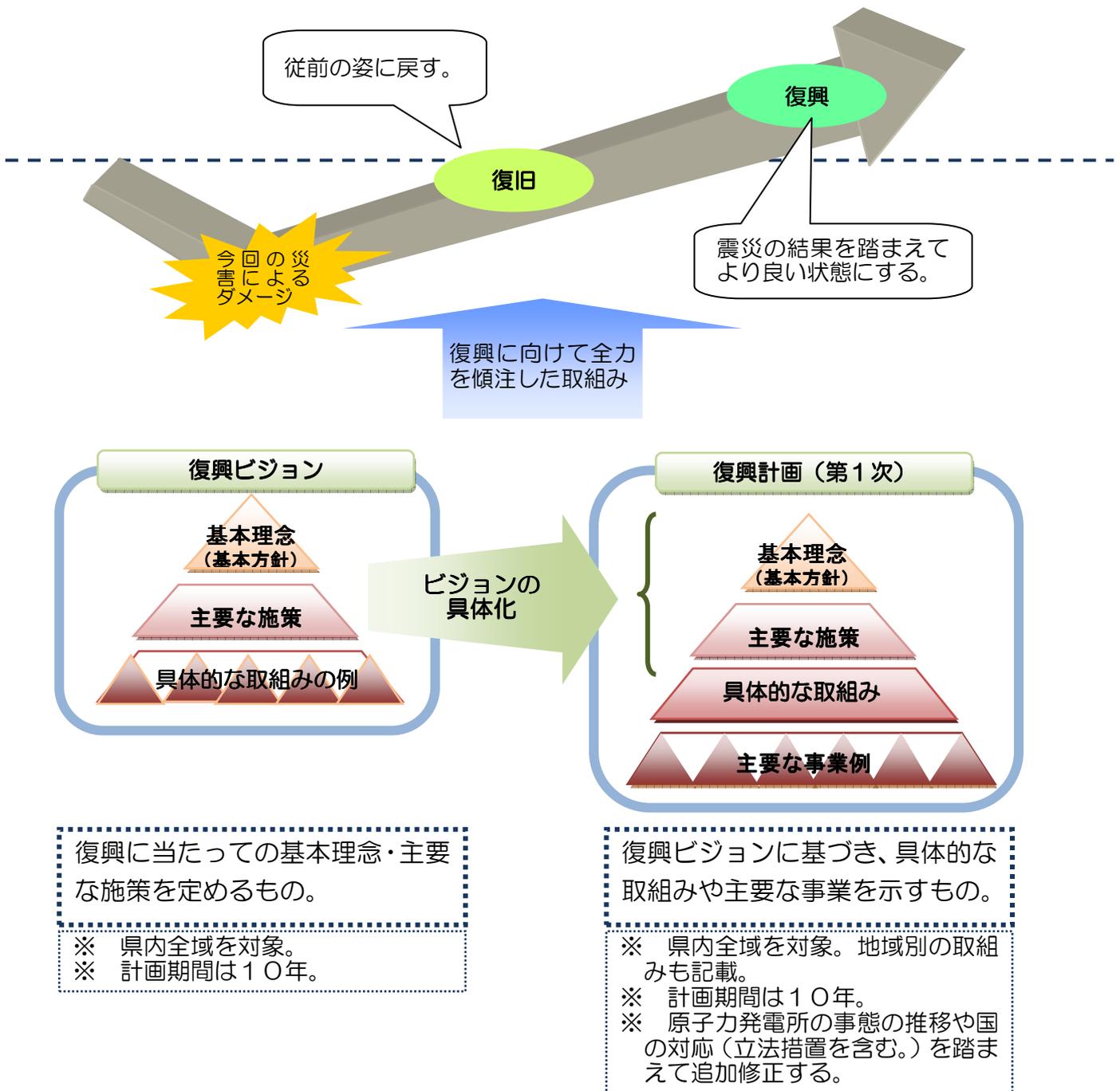
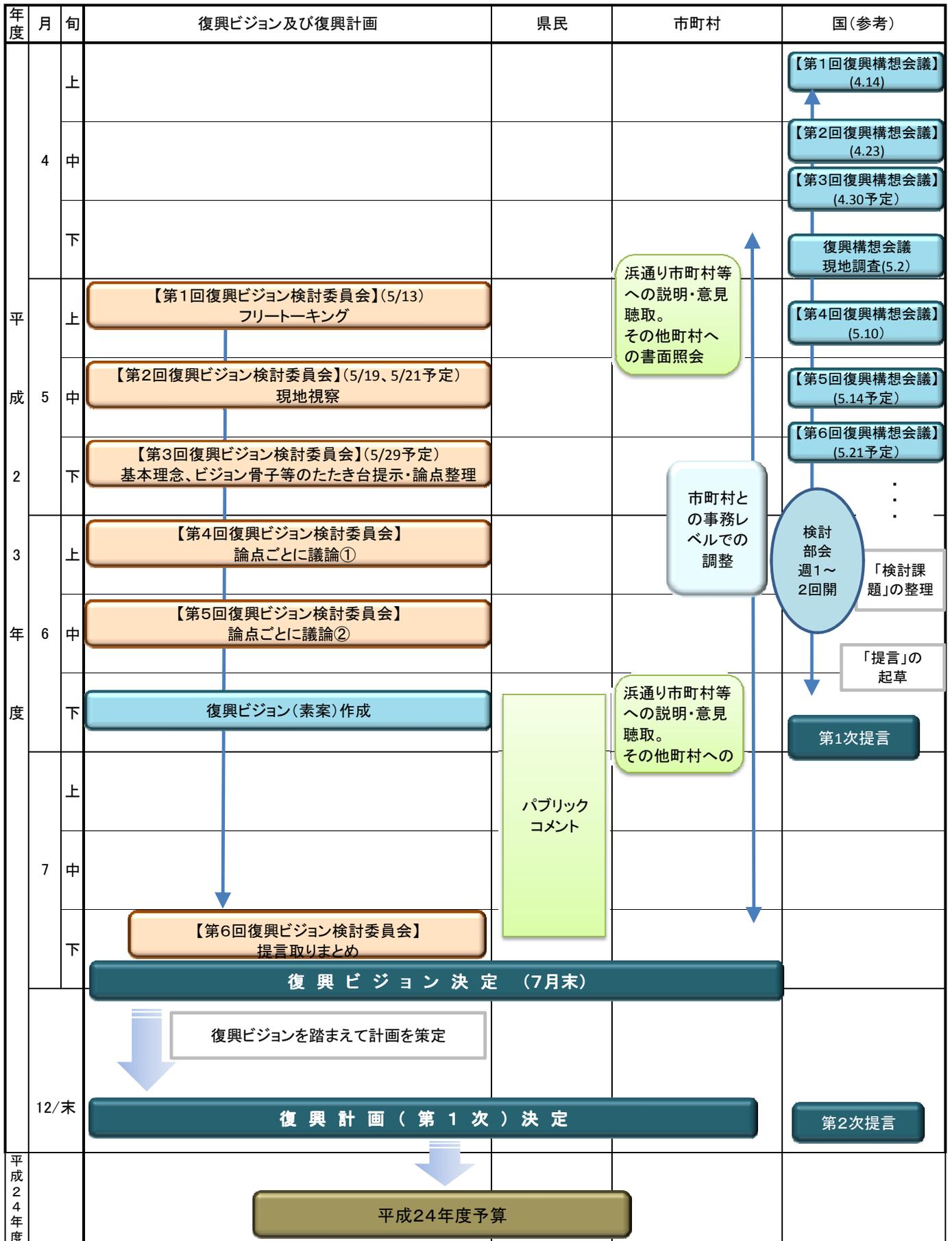


復興ビジョンと復興計画について

- 本県は、地震、津波、原子力災害、風評被害により過去に例のない深刻な状況が続いてはいるが、県民に対して復興に向けた希望の旗を立て、思いを共有しながら県民と一丸となって復興を進めていく必要がある。このため、復興ビジョン・復興計画の策定に着手するものである。
- 今回の災害で本県は、社会基盤に大きな被害を受けており、その早急な復旧が必要であることは言うまでもない。
- これに加え、今回の災害を踏まえた新たな視点に立って本県をさらによい状態にしていくことを「復興」と位置づけたい。



復興ビジョン・復興計画の策定スケジュール(案)



※復興ビジョン・復興計画のスケジュールは、国の動向等を踏まえて柔軟に対応する。

福島県の災害の状況及び県の取組み

復興ビジョン等策定プロジェクトチーム

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況

人的被害及び住家被害(平成23年5月12日 8時00分現在)

市町村	人的被害					住家被害		
	死者	行方不明者	重軽傷者			全壊	半壊	一部破損
			重傷者	軽傷者				
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	
南相馬市	535	403	59	2	57	4,603	486	
相馬市	417	52	71	71		4		
いわき市	301	82	4	3	1			
新地町	92	23	3		3	501		
浪江町	47	139						
大熊町	37	7		不明		30		
双葉町	24	11	1		1	58	5	
白河市	12		2		2	92	120	1,272
榎葉町	11	2	5	2	3	50		
須賀川市	10	1	1		1	383	757	8,198
葛尾村	4	1						
富岡町	3	8						
西郷村	3		4		4	41	104	514
その他	8	1	78	6	79	1,533	4,703	32,631
計	1,504	730	228	84	151	7,295	5,689	42,615

各分野の被害について

1 地震・津波による被害額 今後の調査により被害額の変更がある

(1) 農林水産関係の被害額 (平成23年4月27日現在)

約2,753億円

※原子力災害を除く

(2) 公共施設等の被害額 (平成23年4月27日現在)

約3,162億円

※南相馬市の一部及び双葉郡8町村の概算被害額は含まれていない。

(3) 商工業関連被害額 (平成23年4月25日現在)

約3,597億円

※製造業と商業（卸、小売）の被害額について算出している。

製造業については、機械、機械装備及び在庫、商業（卸、小売）については、建物及び在庫の被害額について算出している。

地震・津波による被害総額 9,512億円

2 原発事故による被害の状況

○原発事故の影響は、あらゆる産業、あらゆる分野に及んでおり、被害の全体像については、見通しすら立たない状況

○人権侵害など、精神的な負担も大きい。

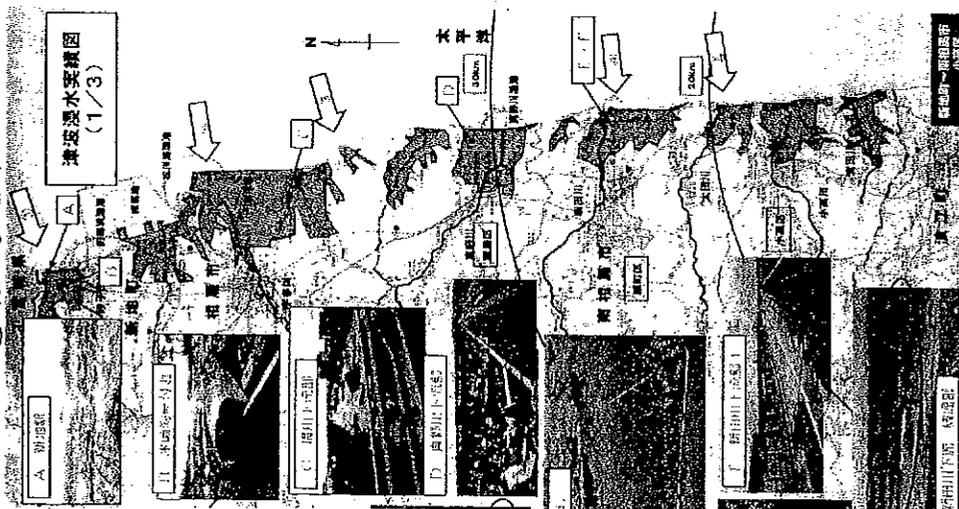
分野	項目	内容
農林畜水産業	出荷制限	一部地域において、ホウレンソウなどの野菜、たけのこ、原木シイタケ（路地）、原乳、コウナゴが出荷制限となっている。
	作付け等の自粛	風評被害を懸念して、葉タバコ作付け断念 規制外の魚についても、今年の漁を自粛
	入荷拒否・価格下落	カゴメ、デルモンテ福島県産の加工用トマトの契約見送り 秋に収穫した米の取引をキャンセルされた
製造業	入荷拒否	生キャラメルの出荷できず。 工業製品にも風評被害 原発事故前の製造加工品についても受け取りを拒否された
	放射線測定の要求	県内メーカーが取引先から残留放射線の測定を求められる 県ハイテクプラザに放射性物質の依頼が殺到
観光業	予約のキャンセル	会津東山温泉で3、4ヶ月先までキャンセルが出た 仙台市立小の8割、会津若松への修学旅行敬遠 県内旅館、風評に悲鳴、廃業・リストラ等も
その他	偏見による風評	「放射能うつる」と避難児童らがいじめにあったと通報 福島からの避難民「受入拒否」 ガソリンスタンドに「福島県民お断り」の貼り紙 大学合格者、原発事故で入学辞退 看護師・保健師、本県への派遣少ない。 風評被害で物流に支障、相馬地方にトラックが来ない。

福島県内の浸水の区域

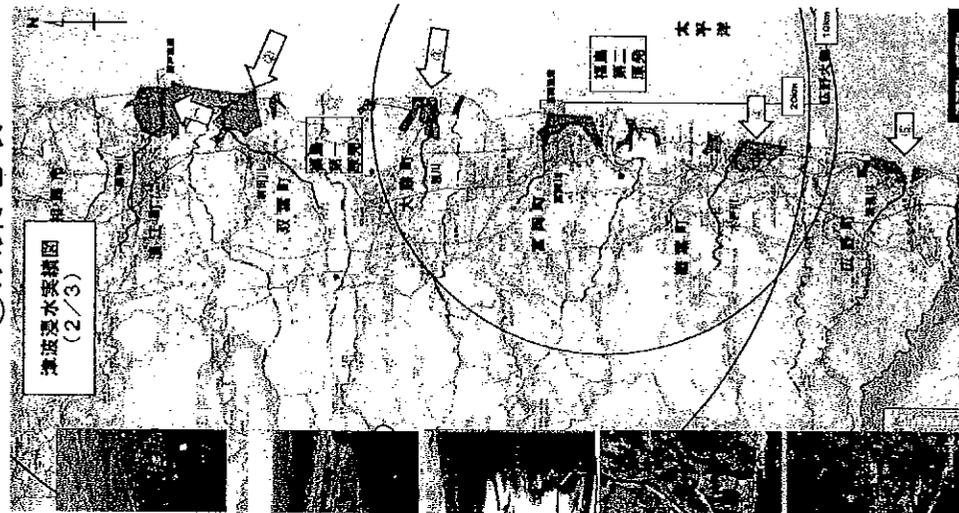
浸水面積: 112km²



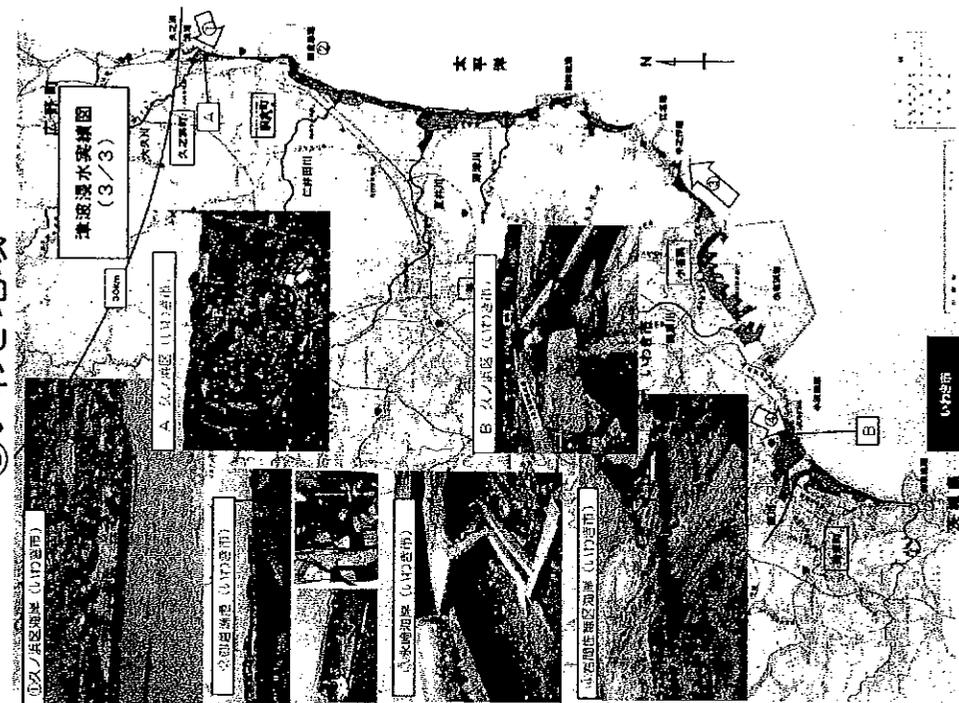
①相馬地域



②双葉地域

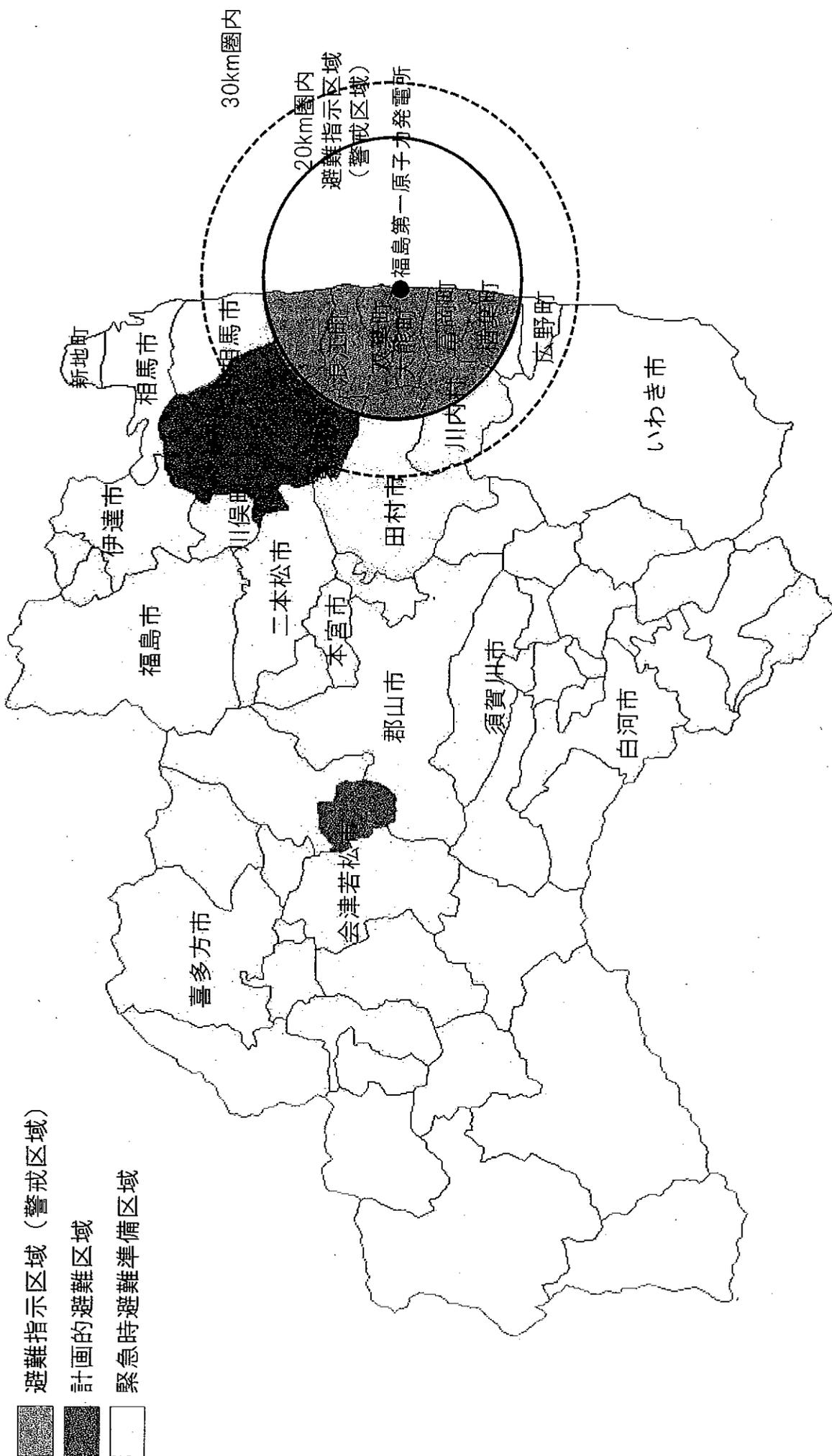


③いわき地域

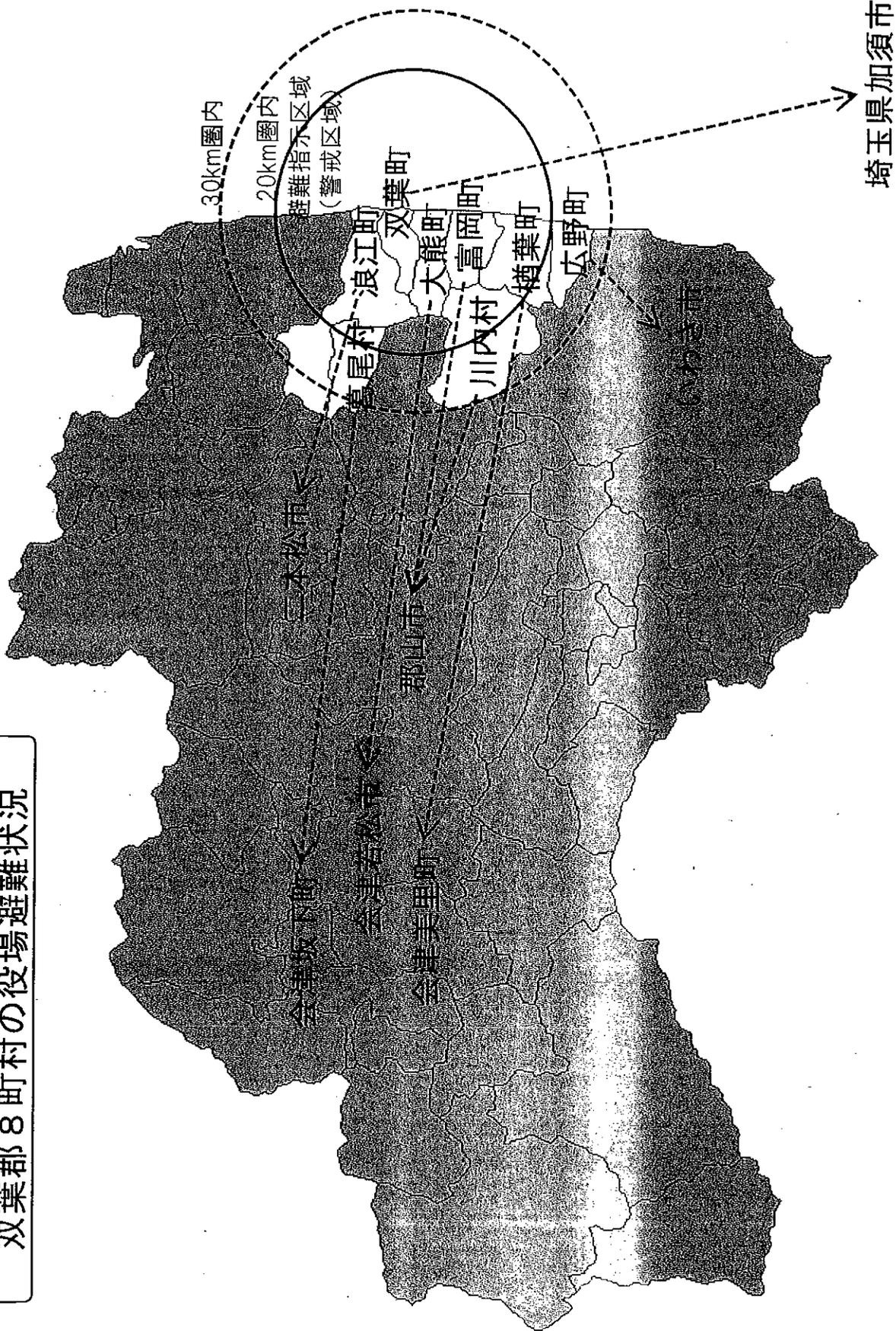


【出典】福島県土木部調査

原発事故の影響



双葉郡8町村の役場避難状況



避難の状況

平成23年5月12日
福島県災害対策本部発表

1 避難者数 98,159 人
(避難所入所者数 58,449人、その他 39,710人)

2 避難所入所者数 58,449 人

県内 平成23年5月11日現在

市町村名	県内への避難	
	一次避難所	二次避難所
1 福島市	4,048	3,208
2 二本松市	1,301	1,021
3 伊達市	137	0
4 本宮市	0	0
5 桑折町	0	0
6 国見町	3	0
7 川俣町	73	0
8 大玉村	363	0
9 郡山市	2,540	994
10 須賀川市	170	0
11 田村市	332	35
12 鏡石町	11	0
13 天栄村	6	6
14 石川町	411	393
15 玉川村	0	0
16 平田村	3	3
17 浅川町	0	0
18 古殿町	2	0
19 三春町	326	226
20 小野町	21	21
21 白河市	117	117
22 西郷村	309	7
23 泉崎村	106	106
24 中島村	4	0
25 矢吹町	78	71
26 棚倉町	68	68
27 矢祭町	18	18
28 塙町	57	57
29 鮫川村	2	2

市町村名	県内への避難	
	一次避難所	二次避難所
30 会津若松市	3,654	3,550
31 喜多方市	452	418
32 北塩原村	1,481	1,481
33 西会津町	43	18
34 磐梯町	410	402
35 猪苗代町	2,725	2,581
36 会津坂下町	125	85
37 湯川村	19	0
38 柳津町	236	203
39 三島町	0	0
40 金山町	13	13
41 昭和村	0	0
42 会津美里町	205	70
43 下郷町	260	260
44 檜枝岐村	34	34
45 只見町	21	21
46 南会津町	501	492
47 相馬市	960	0
48 南相馬市	454	0
49 広野町	0	0
50 楢葉町	0	0
51 富岡町	0	0
52 川内村	0	0
53 大熊町	0	0
54 双葉町	0	0
55 浪江町	0	0
56 葛尾村	0	0
57 新地町	329	0
58 飯館村	0	0
59 いわき市	1,966	487
合計	24,394	16,468

県外 平成23年5月9日現在

県名	避難者数
1 新潟県	7,943
2 埼玉県	4,154
3 東京都	3,644
4 群馬県	2,613
5 栃木県	2,201
6 山形県	1,861
7 神奈川県	681
8 千葉県	409
9 その他	10,549
合計	34,055

福島県におけるこれまでの主な取組み

被災者支援

NO	項目	主な関係部局	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	災害救助法の適用	災害対策本部	・災害直後の応急的な生活の救済などを定めた災害救助法の適用	・3/12 適用
2	被災者生活再建支援法の適用	災害対策本部	・被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とした被災者生活再建支援法の適用	・3/11 適用
3	避難者の所在確認	災害対策本部	・定期的な被害状況の収集と公表及び避難者の所在確認	
4	被災者情報の提供	災害対策本部	・生活支援に関する情報の提供や双葉郡支援センターの設置	
5	生活福祉金貸付け	保健福祉部	・県独自の生活福祉基金の貸付	・4/15現在 1万4千人に20億円貸付(予算63億円)
6	避難所での心のケア	保健福祉部	・医療班の活動と心のケア(医療班(医師、保健師、薬剤師等)が各県からの応援とともに被災地および避難所を訪問し活動)	
7	巡回医療支援	県立医科大学	・避難所に避難している被災者を対象に、エコノミー症候群、心のケア、小児・感染及び看護保健の4チームによる巡回診療を実施	
8	20~30Km圏内在宅患者医療支援	県立医科大学	・福島第1原発から30Km圏内の在宅要介護者等を対象に巡回診療を実施	
9	被災地の動物愛護	保健福祉部	・被災地の動物愛護の対応。	・4/15「福島県動物救護本部」を設置 ・4/19 義援金の募集を開始
10	生活福祉金貸付け	保健福祉部	・生活福祉資金・緊急小口資金(特例貸付)の貸し付け	
11	二次避難の実施	災害対策本部	・旅館・ホテルへの二次避難の実施	・4/16 2次避難実施計画完成 ・4/23 壁新聞のダイジェスト版を作り避難全世帯に配布
12	義援金の配分	保健福祉部	・県独自の義援金の受付と配分	・4/18 市町村に32億円を配分
13	災害廃棄物処理対策	生活環境部	・災害廃棄物処理対策協議会の設置	
14	行方不明捜索など	災害対策本部・県警本部	・治安維持、避難誘導、行方不明者捜索、遺体安置、立入規制等	

住宅対策

1	住宅の応急危険度判定	土木部	・住宅を重度に被災された方に対して、専門家が住宅の安全性を確認するための判定士の派遣	
2	避難所入居情報センターの設置	災害対策本部	・避難所入居者情報センターの設置及び稼働、状況報告	
3	住宅全般の相談窓口の設置	土木部	・住宅全般に対する相談窓口を設置	
4	応急仮設住宅等の整備	土木部	・応急仮設住宅の整備(目標:2万4千戸) ・借上げ住宅の供給(目標:1万戸) ・公営住宅空き家の提供(目標:1千戸)	・4/11 建設業者公募開始 ・4/21 当初建設する4千戸分の事業候補者を決定 ・4/21 桑折町で72戸完成、入居開始
5	災害復興住宅融資	土木部	・災害復興住宅融資等の案内	・被災住宅復旧のための建設資金等を受け付ける「独立行政法人住宅金融支援機構」を紹介

インフラの復旧

1	水道の復旧	企業局	・ 県営工業用水道施設の復旧	
2	農地・農業用施設の災害復旧	農林水産部	・ 農地・農業用施設の災害復旧	・ 被害集計約2,753億円 (H23 4/27現在) ・ 災害査定 5/16～予定
3	土木部関連公共施設の災害復旧	土木部	・ 土木部関連公共施設の災害復旧及び応急工事の実施	・ 被害集計約3,162億円(4,949箇所) (H23 4/27現在) ・ 応急復旧工事 5/2～ ・ 災害査定 5/10～
4	都市ガスの復旧	災害対策本部	・ 都市ガスについての復旧状況の把握	

雇用対策

1	雇用対策	商工労働部	・ 緊急雇用創出基金事業を活用した雇用対策	
---	------	-------	-----------------------	--

中小企業者支援

1	中小事業者融資	商工労働部	・ 中小企業者向け震災対策特別資金の創設 ・ 事業者への資金融資における特別支援	・ 警戒区域等の指示により、移転を余儀なくされる中小企業に無利子・無担保最大20年の融資制度の創設について経済産業省と合意
2	被災事業者の事業再開	商工労働部	・ ふるさとふくしま巡回就職相談会の実施	
3	被災事業者の事業再開	商工労働部	・ 中小企業の復興に向けた支援拠点の構築	・ 4/17 いわき市に南双葉4町村で復興センターを開設
4	被災法人の事業継続	商工労働部	・ 被災企業に対して空き工場の紹介	

農林水産業者支援

1	農業団体の負担金の相談窓口の設置	農林水産部	・ 農業団体の負担金についての相談窓口の開設	
2	農業経営安定資金	農林水産部	・ 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）の融通	・ 個人：300万円、法人：500万円
3	農林水産業の金融支援	農林水産部	・ 農林水産業に関する金融支援	・ 4/5 経営資金関係の融資 ・ 4/15 漁業、水産加工業が対象の無利子融資（漁業経営対策特別資金）
4	農業経営特別資金	農林水産部	・ 漁業経営対策特別資金	
5	農林水産業相談窓口の設置	農林水産部	・ 農林水産業に関する相談窓口の設置	

教育の支援

1	サテライト式授業の開始	教育庁	・浜通りの高等学校に在籍している生徒を対象に、サテライト方式による授業の開始	
2	スクールカウンセラー	教育庁	・スクールカウンセラーの緊急派遣の実施	
3	入学金免除	教育庁	・県立高等学校の入学金免除	
4	奨学資金	教育庁	・奨学資金（高校等）緊急採用制度	

放射線の影響への対策

1	環境放射線モニタリングの実施	災害対策本部	・県内各方部、教育施設、公園、水道水、農畜産物、土壌、水産資源、工業製品等の環境放射線モニタリングの実施	
2	緊急被ばくスクリーニング・除染の実施	保健福祉部	・緊急被ばくスクリーニングの実施（県内10箇所実施。うち、5箇所除染の実施）	
3	高度被ばく者の除染・診療	県立医科大学	・福島第1原発内の作業等高度被ばく者に対するホールボディカウンターによる被ばく線量測定、除染及び診療	
4	放射線健康リスクアドバイザーによる講演会等	企画調整部	・放射線健康リスクアドバイザーの委嘱及び県内各地での講演会の実施	
5	放射線に関する相談窓口の設置	災害対策本部	・放射線に関する24時間相談窓口の設置	
6	農林水産物の出荷制限など	農林水産部	・農林水産物の出荷制限及び摂取制限など	
7	計画区域（20km圏内）における家畜の対応	農林水産部	・衛生対策として死亡家畜の消石灰散布と遮蔽及び瀕死畜及び野放し畜などの殺処分等	
8	放射線に対する農業技術の研究への着手	農林水産部	・土壌の放射線量低減策や放射性物質が農作物に吸収されにくい栽培方法の研究に着手	

損害賠償

1	損害賠償	災害対策本部	・事故の賠償問題に対応するプロジェクトチームの設置及び原子力損害に関する関係団体連絡会議の開催	・5/2 第1回連絡会議
---	------	--------	---	--------------

風評被害対策

1	物産フェア	観光交流局	・復興支援物産フェアの開催	・香川県で岩手・宮城・茨城県と共催
2	福島県産販売促進	農林水産部	・福島県産農産物の販売促進	・4/1～3 県内小売店での販促イベント ・がんばろうふくしま応援店の募集 ・4/28～5/1 直売所フェア：県内直売所が連携し89所実施予定 ・県産牛乳等の安全・安心をPRするイベントを開催 ・4/16,17 首都圏販売会

市町村支援

1	市町村支援	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村への県職員の出遣 役場機能を移転した市町村支援のための実務担当者の連絡協議会の開催 	
---	-------	--------	---	--

国への要望

1	国への要望	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 国に対しての要望・提案を実施 	
2	復興構想会議	企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> 国の復興計画に対する福島県からの提案 	

予算の確保

1	予算の確保	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 復旧予算を確保するため事業の見直しを実施 	
2	電源交付金用途緩和	企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> 電源交付金の用途緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 被災自治体人件費にも支出可能
3	復旧予算の確保	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 11団体（9県、2政令指定都市）が共同して東日本大震災復興宝くじを発行 	

復興への取り組み

1	双葉8町村の復興会議	知事直轄	<ul style="list-style-type: none"> 双葉8町村を中心に県議や有識者で構成される復興会議の設置 	
2	福島県復興ビジョン	企画調整部	<ul style="list-style-type: none"> 福島県独自の復興ビジョンや復興計画の策定を担当する復興ビジョン等策定プロジェクトチームを発足 	<ul style="list-style-type: none"> 4/11にプロジェクトチームを発足 5/5までに浜通りを中心とした各首長と復興に関する意見交換を実施

国におけるこれまでの主な取組み

被災者支援

NO	項目	関係省庁	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	金融機関への要請	金融庁	・本人であることが確認できれば払い戻しに應ずる配慮	・通帳、証書、印鑑等の紛失に対し、便宜措置を要請したものの、3月11日付け
2	被保険者の一部負担金等の取扱い	厚生労働省	・医療保険証無しでも、保健扱いで医療機関の受診できるよう都道府県に指示。	・国民健康保険を運営する市町村などの判断で、窓口負担金の減免や納付猶予可能。3月12日付け
3	生活福祉資金貸付の特例	厚生労働省	・被災した世帯に、生活資金10万円以内を貸付	
4	各国・地域等からの緊急支援	外務省	・緊急援助隊、医療支援チーム等の活動、物資支援、寄付金等	・随時
5	被災生活衛生関係事業者等の対策	厚生労働省	日本政策金融公庫における災害貸付の金利引き下げ実施	・0.9%の引き下げ。 平成23年9月11日まで
6	医薬品などの対応	厚生労働省	・医薬品、医療機器、医療用ガス等の扱いの簡便化及び緩和	・多くの官公庁が例外措置や手続き簡素化などを実施
7	仮設住宅の入居期限	厚生労働省	・最長2年とされる入居期限の延長	
8	厚生年金保険料の一時免除	厚生労働省	・最大1年間の免除	対象者：被災者、被災事業者
9	税制緩和等支援	政府	・固定資産税免除、代替住宅の不動産所得税非課税等 ・自動車取得税、自動車税の非課税 ・法人税の還付等	被災者支援の特別措置を定めた税制改正法の成立4/27

住宅対策

1	応急仮設住宅の整備	財務省	・応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の整備	503億円
---	-----------	-----	----------------------------------	-------

インフラの復旧

1	激甚災害の指定（激甚災害法）	内閣府	・公共施設や学校、農地の災害復旧などについて、国庫補助のかさ上げ等。	・3/13 指定
2	がれき処理	環境省	・がれき処理の受入を42都道府県に打診	・3県で2490万t。「阪神」の1.7倍超
3	インフラの復旧	国土交通省	・公共事業費（道路、河川、下水道、港湾等）の修復について、国が98%拠出	・1次補正など

雇用対策

1	新規採用者（新卒者）への配慮	厚生労働省 経済産業省	・被災地の学生（新卒者等）採用に配慮するよう要請	
2	雇用・労働関係の特例措置	厚生労働省	・相談窓口の設置、未払賃金立替払制度、労働保険料等の納付期限延長・猶予等	・3/29
4	災害時における雇用保険の特例措置	厚生労働省	・雇用保険の失業手当を受給できる特例措置	対象：災害により休職もしくは一時的に離職を余儀なくされた方
5	雇用調整助成金	厚生労働省	・支給要件の緩和を実施	対象：災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主
6	雇用創出基金事業	厚生労働省	・対象分野に「震災対応分野」を追加 ・雇用期間の複数回更新が可能	・交付額：187.7億円 残額：81.9億円（H22までの残）

中小企業者支援

1	災害関係保証の発動等	中小企業庁	・災害関係保証の発動、設備資金融資の償還期間の延長、設備の災害復旧事業に係る補助、災害復旧貸付の金利引下げ	・激甚災害指定による措置（対象は全国）
2	政府系金融機関による大規模融資	日本政策投資銀行と商工組合中央金庫他	・4兆円規模の融資枠の確保（危機対応融資として約3兆円、災害復旧貸付の拡充による1兆円規模の融資）	
3	中小企業への補助等	経済産業省	自家発電設備の導入補助、輸出品の放射線量検査の検査料補助	・1次補正によるもの
4	中小企業倒産防止共済法施行規則の一部改正	中小企業庁	・災害による不渡りにより、売掛金の回収が出来ない共済契約者の資金繰り支援	
5	仮設店舗、仮設工場等の整備	中小企業庁	・早期事業活動に向けた仮設店舗、仮設工場等の整備	中小企業基盤整備機構
6	中小企業基盤整備機構の施設提供	中小企業庁	・被災地及びその周辺に所在する中小企業基盤整備機構の施設を自治体に提供（一時使用）	・福島県内では、相馬中核工業団地を提供。
7	各種貸付等の更なる条件緩和	中小企業庁	・災害時貸付の条件緩和（無利子化、貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長及び据置期間の設定等） ・高度化貸付の既往債権の迅速な整理、償還猶予、返済期限年長	・危急の事業資金を確保するもの。 ・都道府県及び中小機構に対して要請。
8	中小企業の受注機会の増大（優先取引）	中小企業庁	・官公需における受注機会の増大及び企業への優先的に取引要請	
9	被災地への専門家チームの派遣と現地支援拠点の設置	中小企業庁	・専門家チームの被災地域への派遣、現地支援拠点（仙台、盛岡、福島）の設置、実践的なアドバイス体制の整備	・被災地の実態調査を行い、関係機関等の要望や課題を把握し、必要なアドバイスをする。

農林水産業者支援

1	被害農林漁業者等に対する融資	農林水産省	融資枠の拡大及び金融機関から無利子での借入れが可能（平成23年度補正予算の成立に伴うもの） 融資枠1,000億円	・「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の発動（5/2）
2	つなぎ資金等経営支援	農林水産省	・出荷制限及び風評被害等による影響対策支援 ・スーパーし資金の弾力的な運用 ・畜産経営安定対策の要件緩和、特例措置	・プロパー資金、購買品の支払期限の延長等4/1 ・3千万円まで無担保3/30 ・4/20
3	除塩対策	農林水産省	・土地改良法の特例に関する法律（除塩対策） ・農地の除塩に国が9割まで補助。残り1割も市町村の特別交付金などで対応	・5/2 ・1次補正によるもの
4	被災農家への支援	農林水産省	・津波などにより作付け不能な農地10アール当たり35,000円の支援金を支給	・1次補正によるもの

教育の支援

1	就学機会の確保	文部科学省	・被災地域の児童生徒等の就学機会を確保する都道府県等への通知	・3/14
2	児童生徒の受入れ	文部科学省	・被災した児童生徒等の弾力的な受入れ	・3/24

放射線の影響への対策

1	環境放射線モニタリングの実施	文部科学省	・モニタリングカーを用いた空間線量率の測定 ・簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定（20km以遠の地域のモニタリング実施） ・海上のモニタリング行動計画 ・福島県内の学校等のモニタリング実施	・毎日実施 ・3/25より毎日 ・3/22 ・4回実施
2	食品の摂取及び出荷制限	原子力災害対策本部 厚生労働省 農林水産省	・原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づく食品の摂取及び出荷制限の指示	・以降、県モニタリング状況により適宜指示有り
3	学校等の利用の考え方の提示	文部科学省	・福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方提示（校庭・園庭で3.8 μ Sv/時間以上）	・4/19
4	稲の作付けに関する指示	原子力災害対策本部 農林水産省	・警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域稲の作付けを控える指示（原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づく指示）	・4/22
5	家畜の移動についての方針の提示	農林水産省	・計画的避難区域等からの家畜の移動について、家畜の放射線測定を行い一定の基準以下であることを確認した上で移動方針提示	・4/22

損害賠償

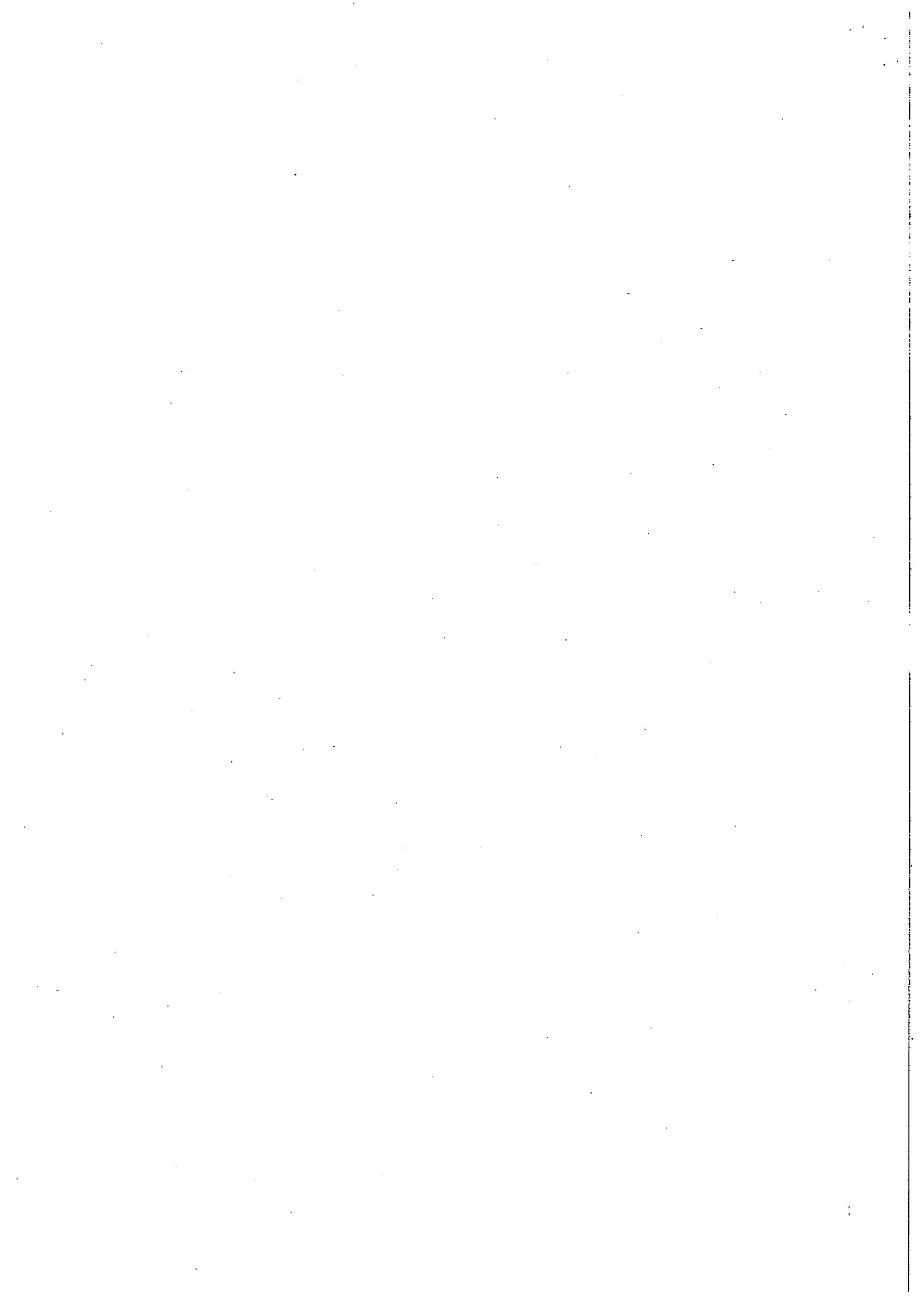
1	原子力損害賠償紛争審査会の設置	文部科学省	・原子力損害の賠償に関する法律に基づき「原子力損害賠償紛争審査会」を設置	・第1回：4月15日 ・第2回：4月22日 ・第3回：4月28日 ・第4回：5月16日
---	-----------------	-------	--------------------------------------	--

風評被害対策

1	輸出品に対する諸外国の規制等の対応	外務省	・放射能の検査を行う等、規制を強化する国等（少なくとも50の国・地域）に対し、冷静な対応を呼びかけ実施	
2	風評被害に関する緊急メッセージ	法務省	・放射能に関し、根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながる旨を発信	

福島県復興ビジョン検討委員会委員発言要旨

(平成23年5月13日)



鎮魂と再生のために——復興構想会議 2011,4,30 発表レジュメ

赤坂 憲雄

はじめに

精神史のなかの東北について語りたい。

フィールドから浮かびあがる東北はひとつではない、中心がない、多様である。

しかし、この大震災によって、白河以北／以南のあいだに太い線引きがなされ、東北はあらためて辺境＝みちのく（道の奥）として再発見されたのかもしれない。

千数百年前の、ヤマト王権による「蝦夷征討」以来、東北は辺境＝みちのくとしての負の歴史を背負わされてきた。

近代のはじまりの戊辰戦争においても、奥羽越列藩同盟を結んで戦い、敗北した。

東北はそうして、敗者の精神史に縛られ、喘いできた。

敗戦にいたるまで、東北における国家的な開発プロジェクトはたったひとつ、明治十年代の野蒜築港であり、それは台風の高潮によって挫折を強いられた。

しばしば自嘲のごとくに、戦前の東北は、東京への貢ぎ物として「男は兵隊、女は女郎、百姓は米」を差し出してきた、と語られる。

そんな東北はもはや過去のものだ、東北は十分に豊かになった、と感じ始めていた。

錯覚であった、大震災がそれをむき出しにした。

戦後の東北は、電気と部品と食料を東京への貢ぎ物としていたのである。

東北の豊かさは、なんと危うい構造のうえに築かれているのか。

東京に電気を送るための原発を受け入れるのと引き換えに、福島県の相双地方には、わずかな物質的豊かさが与えられた。

そこはかつて、「浜通りのチベット」と言われていたらしい。

やはり原発を受け入れてきた青森県の下北半島と、構造は瓜二つとあっていい。

それにたいして、三陸の村や町は原発を拒んだが、厳しい過疎化の波に洗われながら、明治二十九年、昭和八年に続く、このたびの平成の大津波によって、またしても壊滅的な状態へと追い込まれた。

大震災は無残にも、それぞれの東北が背負う、それぞれに厳しい猶予の許されない現実を白日のもとにさらしたのである。

それにしても、東北の人々はみごとに凜として、誇り高く耐え忍び、この千年に一度の大震災と、未曾有の原発事故にきちんと立ち向かおうとしている。

ほとんどの東北人は、身内や知り合いのなかに犠牲者をかかえ、それゆえに、たがいに相互扶助の精神をもって支え合おうと努めてきた。

そこは、東北の絆が試される現場でもあった。

この巨大な災厄を契機として、あらためて東北の絆が編み直され、復興と再生に向けて人々が歩み出すために、そして、それを支援するためにこそ、復興構想会議は存在するにちがいない。

わたしたちは傷ついた東北と、そこに暮らす人々と手を携えて、世界に向けて深い感謝の念を表わしながら、新しい世界を創るために働かねばならない。

わたしはこの復興と再生のプロジェクトを、〈ミロク・プロジェクト〉と名づけたい。

(一)、風土に根ざした復興と再生をもとめて

・福島県自然エネルギー特区構想について

被災した東北三県のなかでも、被災状況や復興への道筋が大きく異なることが明らかになっている。復興特区構想に共感を覚えるが、少なくとも宮城・岩手両県と福島県とでは同一歩調を取りがたい側面が予想される。福島県には、地震・津波・原発事故・風評被害が複合的にからまり合う、きわめて困難な状況が存在し、宮城・岩手両県とは復興の方向性も道筋も異なるにちがいない。

そこで、ここでは復興の道筋が描けずにいる福島県に関して、以下のような提案をおこないたい。

*

*

いまだ原発事故の収束点が定かには見えず、福島県とそこに暮らす人々は見えない放射能汚染の不安に苛まれている。

半歩退いて、耐え忍び、やり過ごすことが東北人のひそかな美徳であるとしても、いま・ここでは、あえて前向きに復興・再生へと足を踏み出すことこそが求められている。

福島はすでに、途方もない痛手を強いられ、癒しがたい傷を負わされたのではないか。福島がフクシマと名指され、チェルノブイリと並ぶ原発事故の負のスティグマを刻まれた、という現実から逃れることはむずかしい。

それを黙ってやり過ごすことは、負のスティグマを固定し、風評被害を増幅する結果を生むにちがいない。

おそらく、福島県とそこに暮らす人々が原発をこれからも受容することはありえない。

そこから、さらに大きく足を踏み出して、たとえば福島県には、原子力エネルギーから自然エネルギーへの転換という、まさしく「文明論的な転換」の先駆けの地となり、人類の直面する厳しい課題を真っ向から引き受けるといった、新たな選択が可能となるのかもしれない。

そのとき、福島＝フクシマは世界史を根底から変容させる、はじまりの地となり、未来への希望を紡ぐ場所となることだろう。

世界の人々は、そうして前向きに立ち上がろうとする福島＝フクシマにたいして、深い敬意を表わし、支援と協力を惜しまないにちがいない。

それでも原発にわたしたちの未来を託し続けるのか、あるいは、時間をかけて自然エネルギーへと転換してゆくのか、その最終的な結着は、広範な国民的議論に委ねるべきだろう。

ここでは、このたびの原発事故によって傷ついた福島県を、その復興と再生のために「自然エネルギー特区」として認定し、自然エネルギーの可能性を多角的に、かつ実践的に問いかける場所とすることを提案したい。

*

*

この福島県自然エネルギー特区構想においては、可能な限りの法制度的、また財政的な支援をおこないながら、民間の活力を刺戟し、新しい産業と雇用を生み出す。

A、放射能汚染を除去するための研究と実践

福島県の大地と海を浄化し、人々が安心して暮らし、農業や漁業などの生業を営むこ

とができるようにするために、人類の知恵と技術を結集しなければならない――。

国立かそれに準ずる研究施設を創設する。

徹底した情報公開、海外からの研究者の招聘、関連する諸分野の共同研究の推進

→この研究所の役割は、「警戒区域」を可能なかぎり速やかに縮小し、避難されている人々が住めるような環境を取り戻すことである。

民間企業を積極的に誘致し、育成する。

その周辺で、新たな雇用の場の創出を支援する。

B、放射能汚染が人体にもたらす影響の調査・研究と医療の実践

長期間にわたって、被曝の実態を追跡調査しながら、情報を公開し、きめ細かい医療的な対応をおこなう――。

国立かそれに準ずる放射線医療の専門病院を創設するか、確保する

C、自然エネルギーにかかわる研究と実践

多様な自然エネルギーの研究と開発をおこなう――。

国立かそれに準ずる研究施設を創設する。

実用化のための研究開発、海外からの研究者の招聘、関連する諸分野の共同研究の推進

民間企業を積極的に誘致し、育成する。

その周辺で、新たな雇用の場の創出を支援する。

原発被災地域一帯に、風力発電と太陽光発電の一大拠点を作ることによって、負のイメージを払拭し、人類の直面する課題と戦う福島＝フクシマを積極的にアピールする、といった試みも可能かもしれない。

そこから生まれる電気は、復興の財源として地域に還元される。

※ これらを複合的に組み合わせた施設を、原発被災地の内側もしくは近接する地域に、福島の復興・再生のシンボルとして建設し、関連する研究所や企業などを誘致しながら、その周辺エリアを「風土に根ざした環境未来都市」として包括的にデザインする。

※ こうした自然エネルギーへの転換は、福島県から東北全域へと広げてゆくことが求められる。環境省の試算によれば、風の強い東北地方では、原発3～11基分が風力でまかなえる、という。いずれ、東北全域が自然エネルギー特区として位置づけられるべきだろうか。

(二)、鎮魂と記憶の場の創出のために

・鎮魂の森から再生の森へ

大震災の犠牲になった人々を鎮魂・供養するために、「鎮魂の森」を作るという安藤提案に共感を覚える。

留意したいのは、三陸のリアス式海岸の村や町が、それぞれに「海山のあいだ」に開かれた小宇宙という風土的な条件を抱えていることである。

背後に山が迫り、海に面したわずかな平地に、海と関わる暮らしと生業の場がある。

「森は海の恋人」(畠山重篤、気仙沼市「牡蠣の森を慕う会」と名づけられた運動)のなかで、漁民による森作りと海の再生、森・川・海を繋ぐ環境教育が展開されてきた。

三陸の漁民のリーダーたちが、しばしば広大な山林を所有し、植林をおこなっていたと

いう歴史もある。豊かな漁場を守るために。

震災の犠牲者たちへの鎮魂のために作られる「鎮魂の森」は、そのままに三陸の美しい海と漁場を取り戻すための「再生の森」となる可能性があるのかもしれない。

・東北災害アーカイブセンターの設立へ

東北は県ごとに、知と情報のネットワークが分断されており、東北一円を視野に納めた博物館施設が存在しない。

今回の東日本大震災についても、その体験と記憶はあまりに広範な地域に分散しており、まとまった形での「東日本大震災の記憶」といったものは残りにくい。

犠牲者への鎮魂と、次代への体験の継承のために、たとえば「東北災害アーカイブセンター」の設立が望まれる。

それは、日本ではじめての災害と環境にかかわる、総合的な情報のアーカイブセンター／調査・研究拠点となる。

災害をテーマとする、歴史学・民俗学・社会学、自然科学系の研究者が結集する。

①、東日本大震災についての情報のデジタル・アーカイブの拠点

体験と記憶の聞き書き、映像記録

マスメディアの報道記録

インターネットの情報記録、など

②、あらゆる災害（地震・津波・飢饉・冷害・火山噴火・洪水・高潮・原発事故など）

にかかわる情報や資料の収集

近代の新聞・雑誌などによる災害報道

歴史資料のなかの災害の記録

人文科学系・自然科学系の研究報告書、など

③、災害時の文化財レスキューについての研究

④、災害教育の普及の拠点

学校や地域社会が災害への備えを怠らぬために。

東北とかぎらず、全国で、それぞれの地域の災害の歴史を踏まえた、災害教育の普及と実践を呼びかける。

2011/05/13

福島県復興ビジョン検討委員会

アクアマリンふくしま 安部

よみがえれ、私たちの海

Revive Our Oceans

経済波及効果500億、アクアマリンふくしまの再興

1. 日照時間2000、サンシャインいわき→ソーラー発電
と海岸通り花いっぱい運動
2. 売りは子供達の自然体験→アクアマリンのアプローチと
みさき公園をくわくわく里山>公園に
3. よみがえれ、私たちの海→アクアマリンうおのぞきを舞
台に、漁業復興メッセージ発信
4. おいしい水族館→放射能モニタリングネットワークと漁
業復興・メヒカリサミットの発展

2011年5月13日

福島県復興ビジョン検討委員会（第一回）提出メモ

東北大学大学院農学研究科 伊藤房雄

【基本的認識】

- ・ 3.11 クライシス（巨大地震、大津波、原発問題）による福島県への影響を考える上で、宮城県や岩手県への影響と比して、原発問題が際立って特異な問題である。
- ・ 巨大地震や大津波による被害からの復興に際しては、安全な生活圏の確立を第一義に据えるべきである。また、地震や津波の被害からの復興プランについては、国および宮城県、岩手県の復興計画案が参考となる。
- ・ 原発問題による被害からの復興についても、安全な生活圏の確立が根本に据えられるべきである。しかし、同問題は未だ進行中で終息の見通しも立たず、被害の全容すら確定できない状況にある。また、今回の原発事故に伴う被害への対処等に関する科学的知見の蓄積は充分とは言えない状況にある。
- ・ このような状況のもと福島県の復興ビジョンを検討するにあたっては、脱原発を図りながらクリーンエネルギーの開発・活用を基軸とする新たな産業の創設と安全な生活圏の確立を基本視点に据えて、福島県農林水産業のビジネスモデルを考えていきたい。

【目指すべき理念】（農林水産業および食品関連産業を対象）

- ・ わたしたちは、自然との共生を礎に、消費者との絆を広め深めながら、安全で安心できる食料と自立的で持続性の高いふるさとをつくります。

『ナチュラル！クリーンふくしま』

【必要とされる主要な施策等】

《短期》

- ・ 救農土木による雇用確保と社会的弱者の心のケア
- ・ 復興プラン策定に向けた基礎データの整備

《中長期》

[産業全般]

- ・ 世界最先端のクリーンエネルギー開発および活用を基軸とする産業集積

[農林水産業および食品関連産業]

- ・ 福島県農林水産業振興計画『いきいきふくしま農林水産業振興プラン』（平成22年3月）の着実な推進
- ・ 既存エネルギーからクリーンエネルギーへの代替を徹底追求（クリーン特区構想）
- ・ 農林水産物の効率的生産と食料供給を通じた高付加価値の獲得および多様な生産者が全員参加可能な地域営農システムの構築 ☞ ※復興の最大の課題は権利調整問題
- ・ 風評被害の克服（消費者ならびに流通関連業者の正しい理解と共感）
- ・ クリーンエネルギーを活用した新たなコミュニティの構築（クリーン特区構想）

福島県復興ビジョン検討委員会 「理念」と施策等についての私案

2011.5.13

いわき明星大学

鎌田 真理子

福島県復興ビジョン策定にあたっての「理念」と「理念」を具体化する主要な施策

(1)地震・津波・原発災害からの学びと減災

- ①地震・津波の徹底分析とその被害を検証し、今後の防災・減災に備えた対策の構築
- ②原発災害とその対応の徹底的な検証と分析
失敗学から学ぶ
- ③地域を尊重した取り組み

(2)精神的支柱と自律的な県民の支え合いと連帯

- ①ふるさと福島の再建に向けた精神的な支柱となるイメージと、ふるさと福島の再建
- ②自立に向けた県民主体の地域づくりのための地域主権
- ③精神的な絆を中心にしたあたたかいコミュニティづくりの取り組み

(3)減災・防災と新しい時代の地域をめざす

- ①減災・防災の取り組みの徹底推進
- ②超高齢社会と人口減少の地域で、環境保全を中心に、安全と安心な生活を目指す取り組み
スローライフ、非電化生活、エコな生活の知恵の結集

(4)環境との調和と多様なエネルギー再生基地

- ①第一原発周辺環境保全とモニタリング
- ②自然エネルギーとエネルギーの多様化の推進
- ③エネルギー研究開発基地としての福島県を位置づけ

福島県復興ビジョン検討委員会発言メモ

平成 23 年 5 月 13 日

清 水 慎 一

① 福島県復興ビジョン策定にあたっての「理念」

《失われた「いのち」への追悼と鎮魂を復興の基点に据えて》

- ・誇りある「ふるさと」の復興と再生。避難者の「ふるさと」への帰還
原発のない暮らしの復興と再生を！
災害に強い暮らしの復興と再生を！
働く場を自前で確保できる復興と再生を！
- ・地域住民の参加と主導による復興と再生
地域ごとの復興計画を積み上げて全体の計画を！
多様な主体のパートナーシップによる地域ぐるみの体制を！
福島県の未来を担う若者たちが主導する論議を！

② 「理念」を具体化する主要な施策

ー早急に実施すべきこと

- ・原発問題の早期収束と損害の賠償
- ・避難者の徹底的な支援（住まい、医療、福祉、教育、生活資金、就労）
- ・社会基盤の復旧（道路、鉄道、上下水道、港湾、防災・・・JR常磐線）
- ・市町村の行政機能の回復（自治体間支援）、避難先での第2のふるさとづくり
- ・避難者、住民の放射能に起因する不安の解消
- ・人権侵害、風評被害に対する的確な対応（観光、物産・・・）

ー復興・再生にあたって実施すべきこと（概ね5年を目途に）

- ・産業の再生と働く場の確保、創出
復興まちづくり公社などの共同体としての新たな形
特区による企業誘致・本社誘致、ファンドや志金
- ・クリーンエネルギーの開発・生産拠点としての再生
自然エネルギー特区
自然エネルギーの研究開発機関設置、学会誘致
- ・住まいの再生とまちづくり
災害に強いまちづくり（緊急時体制、備蓄体制、中枢施設、公共空間など）
コンパクトで人間中心のまちづくり
- ・世界との交流、交易を活発にする観光地再生
WTTC 観光サミットや観光・環境・文化・エネルギー担当大臣会議の開催
MICE 誘致、災害教育を含めた教育旅行誘致、H26年 DC 誘致
*当面の観光などの風評被害対策、今後の観光振興については別途

福島県復興ビジョン策定に対する私見

日本大学工学部 高橋 迪夫

1. 基本理念

尊い多くの犠牲をもとに、震災前よりもさらに一層、安全と安心に支えられ、かつ、心豊かで、いきいきとして活力が実感できる福島を復興する。

2. 主要な施策例

(1) 「安全と安心に支えられた福島」に関する施策例

① 地域の人々の意向・理解を受け地域特性に立脚したインフラの再構築

地域の人々の意向と理解を受けて、高所への移転、かさ上げ地区への居住地の集約化、避難所の設置、防潮堤、防潮林、防潮堤の役目をする海岸線に沿った道路のかさ上げなどを組み合わせ、地域特性に立脚したインフラを再構築し、津波被害の防御、あるいは被害の軽減や避難時間の確保を図る。また、土地利用の規制についても注意深く検討する必要がある。

② ハード・ソフト対策が一体となった持続的防災システムの再構築

想定を超える自然災害は必ず発生するといっても過言ではない。そのため、ハード面の復興と併せて、自然の脅威に対して、したたかで、しなやかに対応して被害、とくに人的被害を少しでも少なくするソフト面の対策が重要である。そのため、ハードとソフトが一体となった持続的な防災システムの再構築が急務である。また、ソフト対策には、避難体制・避難方法や情報伝達などの災害時の対策と併せて、平常時における防災教育を始めとする人々の意識改革の継続的な対策が重要である。

③ 地震・津波災害の記録の未来への伝承

巨大災害はきわめて発生頻度が低いために記憶が薄れ、一度災害が発生すると、その被害は甚大となる。そのため、今回の地震・津波災害の記録を残して未来永劫に伝承することが重要である。亡くなった方々への祈りと地震・津波の記録と痕跡を記したモニュメントを被災地域の多くの地点に設置して、常に人々の目に触れて記録・記憶の風化が無いようにする。

④ 幹線道路・高規格道路網の早期の復旧と完成

災害復興のみならず将来にわたる人的・物的交流の拡大・発展のためには、幹線道路・高規格道路網のインフラ整備が不可欠である。とくに浜通り地方を中心とした南北軸（国道6号、常磐高速道）と東西軸（東北中央道、国道115号霊山道路、国道114号）を優先的に、かつスピーディーに整備・完成することが重要である。

(2) 「心豊かで、いきいきとして活力が実感できる福島」に関する施策例

① ハイブリッド自然エネルギー発電拠点の創設

浜通り地方は、太陽光、風力、地熱、潮力などの自然エネルギーに恵まれた地域である。これより、自然エネルギーをハイブリッドに利用した新エネルギー発電の一大拠点を国の支援を受けて浜通り地方に創設し、②のエネルギー自立型コミュニティーへの電力供給と、既設送電線網を利用した余剰電力の地域外への送電により、活力が実感できる地域を再生する。

② エネルギー自立型コミュニティーへの積極的転換

国や県の支援のもとに、一部、自然エネルギー拠点からの電力の供給を受けながら各戸、各地域において太陽光、風力、地熱などの自然エネルギーを大幅に取り入れた住宅や工場などの建設を推進して、エネルギー自立型コミュニティー（ロハス*なコミュニティー）に積極的に転換する。推進に際しては、モデル地区を早期に完成させることが有効である。

①、②の実現により、自然エネルギー発電拠点と新エネルギーを取り入れた自立型コミュニティーの創設を全国に発信し、いきいきとして活力が実感できる福島を創生する。

*ロハス (Lifestyles of Health and Sustainability) : 健康で持続可能な生き方、暮らし方。

中長期の復興計画

原発事故収束の計画(被災地復興計画に直結)

- ・STEP2での県民にとっての残留リスク・・・国と県との密接な連携による県民リスクの最小化
 - 1) 避難地域の対応(国:原子力災害対策本部)
 - ・避難地域、他地域の状況に応じた除染策と土の処分
 - 2) 発電所対応(国:福島原子力発電所事故対策統合本部)
 - ・瓦礫の下にあり、台風シーズンを迎えつつある燃料プール内燃料の安全な保管方法
- ・廃炉計画 GE・H 30年 東芝10年の妥当性
- ・レベル7の対応(長期的な国際的風評被害の元)

提案

- 1) 社会安全の研究
 - a) 津波センター(津波と都市のあり方)
 - b) 局所異常気象と生活安全
 - c) 安全安心な見守りネットワーク社会
 - d) 再生可能エネルギーを中心とした社会
 - e) 社会合意形成方法の研究
- 2) 先進医療(情報)と伝統的健康法の融合
 - f) 重粒子照射ガン治療と御薬園ブランド(薬草、朝鮮人参)の融合

2011・05・09 福井邦顕

1. 理念について

「脱原発」を宣言し、新しい自然エネルギーおよびクリーンエネルギーの先進県とする。

2. 上記理念は今後10年を目途に一定のプランを作成し実行してゆく。まずは2020プランを作成する。

主要な施策は以下の通り。

- ① 東電第一原発の廃炉を2015年までに完了させる
- ② 第二原発の炉心停止および撤去を求める(2015年以降2020年まで)。
- ③ 土壌汚染の実態調査とこれに基づく土壌改良の実施を行い、少なくとも一部の畑作(新規栽培例えば菜種、ひまわりなど)は3年以内、稲作、野菜は5年以内に復活させる
- ④ 原発20km圏内、計画避難区域内への復帰は、放射能の測定値を科学的に継続して測定し、連続して3週間、時間当たり1

m s v以下となった場合、これを認める。

- ⑤ 経済復興は、先ず農業（畜産も含む）、漁業に対する復興を促進するため、岩手県、宮城県、福島県3県による経済特区を国に申請する。その目玉は「農商工連携」事業である。今こそ輸出も含めた需要の創出を狙うべきである。また、商・工業分野でも、東経連ビジネスセンターの立ち上げ（平成23年度スタート）などにみられるように中国市場へのアクセスを容易にし、中小企業が進出しやすい環境をつくる。
- ⑥ 医療・福祉・介護事業を推進する。今回の震災・原発事故での避難にあたり、高齢者のケアが大変困難を極めた。ケアする医師、看護師、介護士などの不足は勿論であるが、ITによるネットワークと遠隔医療の必要性、介護負担軽減に役立つロボットの開発促進、体調不良による急速な病態悪化を防ぐ輸液療法、免疫療法の適応、簡易診断測定機器などの開発が求められる。
- ⑦ 次世代の子供たちの育成事業として、原子力の知識、体験を行わせ間違った固定観念を払しょくし、科学的根拠に基づき、福島県民らしい冷静沈着な行動、精神力の強さを培う。

以上。

2011年5月13日

福島県復興ビジョンの理念と主要施策（メモ）

福島大学経済経営学類

教授 山川充夫

- I 被災者・避難者に負担を求めない原則
 - 東京電力と国による全面的な被害補償と包括的な生活支援
 - 事業及び生活再建への全面的な支援
- II 地域アイデンティティ再構築の原則
 - 地域固有の伝統的価値の保持
 - コミュニティを基軸とした地域再構築
 - 創造的原状復帰と原風景再生
- III 歩いて暮らせるまちづくりの原則
 - 広域的・高規格の交通・通信体系の整備
 - オン・デマンド型地域公共交通の促進
 - 日常消費生活・医療・福祉のワンストップサービス
- IV 安全・安心・信頼の原則
 - 原発事故・被害・予測・収束情報の完全開示
 - 廃炉計画と放射性廃棄物処理計画の明示
 - 耐震・耐津波・耐火基準の見直しとソフト防災の重視
- V 共同・協同・協働の原則
 - 復興における「民」の自主性・内発性の重視
 - 新しい公共としての公設民営方式
 - 産学官民による協働・連携の促進
- VI 産業グリーン化の原則
 - 先進的産業の育成と産業のグリーン変革
 - 地域資源（漁業・林業）の保全管理と「地域という業態」（農商工・第6次産業）の創出
 - 地域産業変革を担う創造的人材の育成
- VII 脱原発・脱石油エネルギーの原則
 - 原子力エネルギーから再生可能エネルギーへの転換
 - 低炭素社会に向けた人口還流の促進
 - エネルギー節約の生活様式の確立

11/05/13

福島県立医科大学心臓血管外科教授・附属病院副病院長 横山 斉

1. 現状と課題

(ア) 緊急避難準備区域と、その周辺の医療

- ① 病院、診療所機能停止
- ② 周辺病院への負担増加

(イ) 県民の放射能に関する健康不安と小児転出

- ① 低線量長期被ばくの健康被害可能性
- ② 高感受性と言われる小児への影響

(ウ) 医療人材の流出と、予想される将来の医療人確保困難

- ① 若手医師の流動性の高さ（例：卒後臨床研修制度後の医療危機）
- ② 若い女性主体の看護師の流出

(エ) 放射線・被災・避難（および復帰）に関する精神的問題

2. 理念

(ア) 福島県民 200 万人の健康・安全・安心

(イ) 母と子が安心して住める福島

(ウ) 災害に強い医療基盤再建

3. 復興へのビジョン

(ア) 浜通り地区を含む全県的医療再建

- ① 病診・病病連携の再構築
- ② 救急医療体制の確立（大学との連携を含めて）

(イ) 県民の安全安心健康

- ① 長期低線量被ばくの長期健康管理
- ② 放射線障害診断・治療の医療強化

(ウ) 医療人材の育成と確保

- ① 県立医大の医療人（医師、看護師等）育成機能強化
- ② 全国、世界から医療人、医学研究者を集める受け皿作り

(エ) 長期・広範囲にわたるメンタルケア

(オ) 医療による産業振興・雇用創出

- ① 創薬、医工連携

福島県復興ビジョン策定に向けて (2011/5/13 鈴木浩)

- ①復興計画は、文字通り、未来の福島県あるいは災害地域のあるべき姿を描き、そのプログラムを示す、という機能だけでなく、緊急避難生活やこれからかなり長い期間の生活が予期される仮設住宅などの避難生活をいかに安全・安心なものにするか、そしてその生活の中から住民の復興への当事者意識や希望をどう高めていくかというプログラムを明確にする、という機能、この二つがあることをきちんと位置づけること。その上で、
- ②県外の避難所や個別に避難している住民の方々にも福島県や市町村の支援情報などがきめ細かく行き届く工夫をしなければならない。例えば、全国の都道府県や市町村へ、避難している方々への情報伝達や要望吸い上げ機能とその窓口をしばらくの間、設置してもらうことを要望してはどうか。まとまって避難しているところでは、双方向インターネット通信などを活用する。
- ③仮設住宅や借り上げ仮設住宅などの実現は待ったなしの課題である。公共用地の分布を確定し仮設住宅建設用地として有効かどうか、民間の不動産や住宅資産の実態を調査すること、さらには国有林や民有林などの宅地開発の可能性を探る（しかし、全方位ではなく、国道や鉄道の沿線などの方向性を重視する）
- ④地域産業の育成、コミュニティの育成についての取り組みを強化し、継続的に協議し実践していく仕組みを構想すること（仮設住宅の建設ではこの視点を位置づける）。
- ⑤何といても自治体機能の再構築が重要であり、仮設であれ、役場機能と人員確保を早急に支援すること。
- ⑥中心市街地の土地利用のあり方について、インフラ整備を中心に津波対策をどこまでやるのか、従来の道路整備や鉄道路線のあり方をどうするのかを明確にする。その際に、従来の単なる復興でいいのか、未来に向けた市街地のあり方を展望していくのか、が大きな課題になろう。復興区画整理などの手法が必要になる場合もあり、地権者の覚悟を確認していくことも必要。
- ⑦広域的な津波災害による塩害が深刻な田畑について、どのような再生がありうるのか、土壌交換を行うのか、繰り返し用水を流し込みながら希釈していくのか、他の栽培作物を考えていくのか、それらを複合していくのか、などの対策が早急に必要である。
- ⑧原発災害と当該市町村の対応についての支援
当面、原発地域で一部地域を避難区域に指定されている自治体においてはもちろん、全地域避難区域に指定されている自治体においても、いずれ被災前の地域において自治体や地域社会を再生させることを目標に掲げていく（東電や政府にはきれいな環境に戻してもらう）。
とはいえ、相当長い道りを覚悟しなければならないので、
 - 1) 仮設役場を受け入れている自治体との連携による、住民受け入れや行政機能の協働などの枠組みなどを具体化しつつ、復興のシナリオを描いていく。例えば、仮設住宅建設は、各市町村に建設することが適わない自治体があるので、他自治体のエリアの中で、受け入れてもらわなければならない。

- 2) 県外仮設役場をもつ自治体においても、いずれ県内の他自治体との協働による復興シナリオの策定が必要になる。その際の条件や課題を県の支援の下にクリアしていく。
- 3) 原発災害地域の復興は、世界的規模の災害であり、世界中からも注目を浴びているし、今後の復興過程を注目している。国連の研究機関や政府の研究機関を県内に配置し、放射線医学などの分野だけでなく、生態学、遺伝子学、畜産学あるいは代替エネルギーなどの分野を含む研究機能をいち早く立ち上げることを国際機関や政府に提起していったらどうか。
- ⑨今回の災害によって、人口減少・高齢社会が、2、30年前倒しになったといわれる地域が多くでてきた。場合によっては一気に市街地や集落が消滅してしまう可能性もないわけではない。全国的な趨勢や全県の趨勢についても、今回の災害を踏まえた精緻な予測と、それによる地域的な偏在傾向を捉えるとともに、今後の対応を早急に立て直す必要がある。
- ⑩福島県は3つの南北軸（浜通り、中通り、会津地方）と3つの東西軸を、県土構成を考える上での重要な広域連携軸として考え、総合計画にも位置づけてきた。今回の災害は長く歴史的に蓄積されてきた浜通り地域が一気に被害に会い、南北軸による被災後の協働的な対応が極めて難しいことがはっきりしたし、東西軸機能の充実が必要であることもはっきりした。県の諸機関なども東西軸上の災害時の対応などについての協働関係を明確にしていくことが必要である。これを機会に、3つの強力な南北軸に対して、東西軸が文化交流や経済交流などを深め日常的に、この機能強化に努める政策展開が必要である。
- ⑪政府や県などの支援による「福島県東日本大震災復興研究センター」（仮称）を立ち上げ、岩手、宮城（民間ベースの「東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター」が立ち上がる予定になっている）などとは違って、原発災害をどのように受け止め、どう克服していくかをきちんと位置づけて、研究活動として展開する機関を立ち上げてはどうか。そしてすでに活動している「ふくしま県民活動支援センター」に、復興支援センターを併設し、県民の災害支援を横断するネットワークを形成していったらどうか。その際に、弁護士、医師・保健士、税理士、建築家・建設業組織などの専門家集団に関わってもらうことが重要であり、県民一人ひとりだけでなく、自治体などからの復旧・復興に向けた相談業務なども受け止めるようにしてはどうか。

以上。